

令和5年度 保育所入所の受け付けを行います



◆申込期間 1月11日(水)～1月25日(水)

◆申込先 子育て応援課

※保育所入所申込用紙等は1月5日(水)より子育て応援課で配付します。

●保育所の入所条件

保護者が次のいずれかに該当し、保育の必要性について認定を受けていただく必要があります。

- ①就労（勤務時間帯を問わず1か月60時間以上、家庭内外で労働している）
- ②妊娠・出産（産前7週、産後8週の月末まで）
- ③疾病・障がい（疾病や負傷等で保育することができない場合）
- ④介護・看護等（長期にわたり同居の親族を常時介護していて保育することができない場合）
- ⑤災害復旧（震災、風水害、火災等で災害の復旧により、保育することができない場合）
- ⑥求職活動（求職活動で保育することができない場合。入所期間：90日）
- ⑦就学（就学のため保育することができない場合）
- ⑧虐待やDVのおそれがある場合

●利用時間

- ・保育標準時間認定（7時～18時）
- ・保育短時間認定（8時30分～16時30分）

就労時間や入所事由によって保育時間が異なります。

休所日：日曜日、祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）



●保育料

子どもの保育のために必要な費用（人件費、事業費、管理費等）のうち、保護者が負担する金額を利用者負担額といいます。この利用者負担額は、各世帯の市民税所得割課税額および入所児童の年齢により定められ、4月～8月分は令和4年度課税額で、9月～翌年3月分は令和5年度課税額をもって算定します。なお、課税額は税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金特別控除・寄付金控除等）の適用前の金額で算定します。また、市内の保育所では完全給食を実施していますので、3歳以上の児童については給食費（主食費・副食費）を負担していただきます。

▶保育所のご案内＝市公式ホームページ→組織案内→子育て応援課→「保育所・地域子育て支援センター」



保育所の見学について

入所をご検討中の方で、保育所の見学を希望される場合は、随時受け付けを行っておりますので、各保育所に直接電話でお申し込みください。



保育所名	保育内容	住所・電話
滝川中央保育所	・乳児保育（生後43日から）・障がい児保育 ・延長保育（19時まで）・病後児保育	明神町3丁目7-24 TEL. 23-2831
一の坂保育所	・乳児保育（生後43日から）・障がい児保育 ・延長保育（19時まで）・一時保育	一の坂町西3丁目7-36 TEL. 23-0303
花月保育所	・乳児保育（生後43日から）・障がい児保育 ・延長保育（19時まで）・一時保育	花月町2丁目5-1 TEL. 24-6027
江部乙保育所	・乳児保育（生後5か月から） ・障がい児保育	江部乙町西12丁目14-13 TEL. 75-2134
二の坂保育所	・乳児保育（生後5か月から） ・障がい児保育・延長保育（19時まで）	二の坂町東3丁目1-28 TEL. 24-5152

問合先 子育て応援課 Tel.28-8025